



# 鳥取県公報

平成14年 7月19日(金)  
第 7 4 0 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	鳥取中部ふるさと広域連合の規約の変更の届出 (390) (市町村振興課) ..... 1
	身体障害者福祉法による医師の指定 (391) (障害福祉課) ..... 1
	鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例による希少野生動植物の種の指定 (392) (環境政策課) ..... 2
	保安林の指定の解除 (393) (森林保全課) ..... 6
	県道の区域の変更 (394) (道路課) ..... 6
	県道の供用の開始 (395) ( " ) ..... 6
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (396) (審査課) ..... 7
選管告示	選挙管理委員会の招集 (66) ..... 7
公 告	鉛散弾規制地域の設定に関する公聴会の開催 (森林保全課) ..... 8
	平成14年度鳥取県職員採用試験 (高校卒業程度) の実施 (人事委員会事務局任用課) ..... 8
	平成14年度鳥取県警察官採用試験 (高校卒業程度) の実施 ( " ) ..... 11
	平成14年度鳥取県公立学校栄養職員採用試験 (短大卒業程度) の実施 ( " ) ..... 13
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (管理課) ..... 15
正 誤	平成14年 7月 5日付鳥取県公報第7397号中訂正 ..... 17

## 告 示

### 鳥取県告示第390号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第291条の3 第3項の規定に基づき、鳥取中部ふるさと広域連合の規約の変更の届出を平成14年 7月 1日受理したので、同条第5項の規定により告示する。

平成14年 7月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県告示第391号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則 (平成 6年鳥取県規則第17号) 第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成14年 7月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
眼 科	視覚障害	中 村 貴 士	倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院
"	"	山 崎 香 織	米子市両三柳1880 医療法人同愛会博愛病院
内 科	じん臓機能障害	古 川 丈 文	鳥取市江津730 鳥取県立中央病院
"	"	野 口 直 哉	倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院
"	小腸機能障害	嵯峨山 敦	"
"	呼吸器機能障害	龍 河 敏 行	米子市両三柳1880 医療法人同愛会博愛病院
"	ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障害	但 馬 史 人	米子市西町36 - 1 鳥取大学医学部附属病院
神経内科	肢体不自由	瀧 川 洋 史	東伯郡三朝町大字山田690 社団法人鳥取県中部医師会立三朝温泉病院
循環器科	心臓機能障害	澤 口 正 彦	倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院
泌尿器科	じん臓機能障害	根 本 良 介	倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院
"	じん臓機能障害、ぼう こう及び直腸機能障害	本 田 正 史	鳥取市江津730 鳥取県立中央病院
小 児 科	肢体不自由	北 原 侑	米子市上福原七丁目13 - 3 鳥取県立皆生小児療育センター
"	"	洲 崎 一 郎	倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院
"	心臓機能障害	星 加 忠 孝	鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

## 鳥取県告示第392号

希少野生動植物の種を次のように定めたので、鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号）第2条第1項の規定により告示する。

平成14年7月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 動物

科 名	種 名
モグラ	ミズラモグラ
リス	ホンドモモンガ
ヤマネ	ヤマネ
クマ	ツキノワグマ

トキ	ヘラサギ及びクロツラヘラサギ
カモ	ヒシクイ、オオハクチョウ、ツクシガモ、トモエガモ及びシノリガモ
タカ	オジロワシ、オオワシ、クマタカ、イヌワシ、オオタカ、ハイイロチュウヒ及びチュウヒ
ハヤブサ	ハヤブサ
カモメ	コアジサシ及びズグロカモメ
フクロウ	コミミズク及びコノハズク
ブッポウソウ	ブッポウソウ
ヤイロチョウ	ヤイロチョウ
イワヒバリ	カヤクグリ
カラス	ホシガラス
サンショウウオ	カスミサンショウウオ
オオサンショウウオ	オオサンショウウオ
ヤツメウナギ	スナヤツメ
サケ	ゴギ
コイ	アカヒレタビラ
ドジョウ	ホトケドジョウ
アカザ	アカザ
メダカ	メダカ
トゲウオ	イトヨ
カジカ	カジカ
アオイトトンボ	コバネアオイトトンボ
ヤンマ	アオヤンマ及びネアカヨシヤンマ
エゾトンボ	キイロヤマトンボ及びハネヒロエゾトンボ
トンボ	マイコアカネ、ナニワトンボ及びハッチョウトンボ
コオイムシ	タガメ
ウスバカゲロウ	ハマベウスバカゲロウ
ハンミョウ	ハラヒロハンミョウ、ホソハンミョウ及びカワラハンミョウ
オサムシ	オオヒョウタンゴムシ
ゲンゴロウ	コガタノゲンゴロウ及びゲンゴロウ
クワガタムシ	オオクワガタ
コガネムシ	ダイコクコガネ及びミヤマダイコクコガネ
ヒメドロムシ	ヨコミゾドロムシ
カミキリムシ	フサヒゲルリカミキリ及びアサカミキリ
ハムシ	スゲハムシ
アナバチ	ニッポンハナダカバチ
アミカモドキ	ニホンアミカモドキ
セセリチョウ	キバネセセリ、ホシチャバネセセリ及びコキマダラセセリ
シロチョウ	ツマグロキチョウ
シジミチョウ	ウラナミアカシジミ、クロシジミ、シルビアシジミ、キマダラルリツバメ、ゴマシジミ及びヒメシジミ
タテハチョウ	ウスイロヒョウモンモドキ、ウラギンスジヒョウモン、メスグロヒョウモン及びクモガタヒョウモン

ジャノメチョウ	ヒメヒカゲ及びキマダラモドキ
コモリグモ	イソコモリグモ
ムシオイガイ	クブレイトウムシオイガイ及びヒョットコイトウムシオイガイ
イツマデガイ	ヤマメタニシ
パツラマイマイ	パツラマイマイ
イシガイ	カラスガイ、ニセマツカサガイ及びマルドブガイ
マメシジミ	マメシジミ

## 2 植物

科 名	種 名
ヒカゲノカズラ	ヒメスギラン、スギラン及びミズスギ
イワヒバ	ヒモカズラ及びイワヒバ
ミズニラ	ミズニラ
ハナヤスリ	ヒメハナワラビ及びコヒロハハナヤスリ
コバノイシカグマ	オオレンシダ及びフジシダ
ホウライシダ	ハコネシダ
シシラン	タキミシダ
シシガシラ	ミヤマシシガシラ
オシダ	ミヤコヤブソテツ、ヒロハヤブソテツ、キヨスミオオクジャク、ナガバノイタチシダ及びツルデンダ
メシダ	ヘイケイヌワラビ、シマイヌワラビ、ミヤマメシダ、イッポンワラビ、オオメシダ及びフクロシダ
ウラボシ	オオエゾデンダ、ホテイシダ、クリハラン、アオネカズラ及びピロードシダ
カバノキ	ミヤマハンノキ及びカワラハンノキ
イラクサ	サンショウソウ
タデ	イブキトラノオ、ヤナギヌカボ及びノダイオウ
ナデシコ	エゾカワラナデシコ
キンボウゲ	トリガタハンショウヅル、オキナグサ、モミジカラマツ、タンナトリカブト、ミスミソウ、ユキワリイチゲ、ヤマオダマキ、リュウキンカ、バイカオウレン、オトコゼリ及びミヤマカラマツ
メギ	ヒロハノヘビノボラス
スイレン	ジュンサイ
ウマノスズクサ	マルバノウマノスズクサ及びヒメカンアオイ
アブラナ	ミヤマハタザオ
マンサク	コウヤミズキ
ユキノシタ	オオシラヒゲソウ、ザリコミ、チシマネコノメ及びヤシャビシャク
バラ	ノウゴウイチゴ、カラフトダイコンソウ、イワガサ、コキンバイ、カワラサイコ、ミツモトソウ、リンボク、ハマナス及びキビナワシロイチゴ
マメ	タヌキマメ、フジキ、イタチササゲ、イヌハギ及びツルフジバカマ
トウダイグサ	トウダイグサ及びヒトツバハギ
ヒメハギ	ヒナノカンザシ
カエデ	メグスリノキ及びヒナウチワカエデ
モチノキ	ミヤマウメモドキ

クロウメモドキ	ヨコグラノキ
ジンショウゲ	コショウノキ及びカラスシキミ
スミレ	サクラスミレ及びイソスミレ
アカバナ	エゾミズタマソウ
ミズキ	ゴゼンタチバナ
セリ	ドクゼリ
イチヤクソウ	マルバイイチヤクソウ
ツツジ	コケモモ、コメバツガザクラ、ベニドウダン、コヨウラクツツジ、ツガザクラ、ゲンカイツツジ、ミヤマホツツジ及びアラゲナツハゼ
サクラソウ	サクラソウ
ハイノキ	クロバイ
マチン	チトセカズラ、ホウライカズラ及びアイナエ
ミツガシワ	ミツガシワ
ガガイモ	スズサイコ、フナバラソウ及びキジョラン
アカネ	イナモリソウ
ヒルガオ	アオイゴケ
ムラサキ	ホタルカズラ
クマツツラ	カリガネソウ
シソ	ミカエリソウ、キセワタ、タジマタムラソウ及びヒメナミキ
ゴマノハグサ	マルバノサワトウガラシ、スズメハコベ、オオバミゾホオズキ及びトウテイラン
イワタバコ	シシンラン及びイワギリソウ
ハマウツボ	キヨスミウツボ及びハマウツボ
タヌキモ	ミミカキグサ、ホザキノミミカキグサ、イヌタヌキモ及びムラサキミミカキグサ
スイカズラ	キンギンボク
マツムシソウ	マツムシソウ
キキョウ	フクシマシャジン、シデシャジン及びキキョウ
キク	ウラギク、テリハアザミ、サンベサワアザミ、イワギク、ヒゴタイ、フジバカマ、メタカラコウ、フクオウソウ、オオダイトウヒレン、ヒメヒゴタイ、ヌマダイコン、チョウジギク、ワカサハマギク、ヤナギタンポポ、マルバダケブキ及びコウリンカ
オモダカ	マルバオモダカ及びアギナシ
トチカガミ	ミズオオバコ
ヒルムシロ	ツツイトモ、リュウノヒゲモ、カワツルモ及びイトクズモ
イバラモ	ヒメイバラモ
ユリ	ギョウジャニンニク、ツバメオモト、タケシマラン、ハナゼキショウ、タマガワホトトギス、カタクリ、キバナノアマナ及びノシラン
ビャクブ	ヒメナベワリ
ミズアオイ	ミズアオイ
イネ	アイアシ
サトイモ	ナンゴクウラシマソウ、ヒメザゼンソウ及びヒロハテンナンショウ
ミクリ	ミクリ、ヤマトミクリ、ナガエミクリ及びヒメミクリ
カヤツリグサ	サツマスゲ、ヒメスゲ、オオクグ、シオクグ及びコマツカサススキ
ラン	ヒナラン、ムギラン、キエビネ、ユウシュンラン、ササバギンラン、トケンラン、クマガイソウ、イチヨウラン、セッコク、ツリシュスラン、ノビネチドリ、サギソ

ウ、ヨウラクラン、ウチョウラン、ヤマトキシソウ、カヤラン、エビネ、ナツエビネ、キンラン、ミズトンボ、ムヨウラン、フウラン、ミズチドリ、コバノトンボソウ及びトキシソウ

#### 鳥取県告示第393号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年7月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
気高郡青谷町大字長和瀬字宮島917の4、918の2、918の10
- 2 保安林として指定された目的  
魚つき
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

#### 鳥取県告示第394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成14年7月19日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成14年7月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
岸本江府線	日野郡江府町大字吉原字越堂990 - 2地先から同大字字西成1363地先まで	変更前	5.7 ~ 31.0	756.0
		変更後	14.0 ~ 35.5	720.0
	日野郡江府町大字吉原字西成1363地先から同字1385 - 2地先まで	変更前	5.7 ~ 6.2	200.0
		変更後	14.5 ~ 21.0	200.0
	日野郡江府町大字小江尾字古屋敷951 - 1地先から同地先まで	変更前	6.2 ~ 7.9	40.0
		変更後	6.2 ~ 31.2	40.0

#### 鳥取県告示第395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成14年7月19日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成14年7月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	供用開始の期日
岸本江府線	日野郡江府町大字吉原字越堂990 - 2地先から同大字字西成1363地先まで	平成14年7月19日
	日野郡江府町大字吉原字西成1363地先から同字1385 - 2地先まで	"
	日野郡江府町大字小江尾字古屋敷951 - 1地先から同地先まで	"

**鳥取県告示第396号**

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第1項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成14年7月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定番号	名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
4 2 5	株式会社鳥取銀行鳥取県庁支店	売りさばき場所	鳥取市東町一丁目220及び鳥取市立川町六丁目176鳥取県東部総合事務所派出内	鳥取市東町一丁目271及び鳥取市立川町六丁目176鳥取県東部総合事務所派出内	平成14年7月15日

## 選挙管理委員会告示

**鳥取県選挙管理委員会告示第66号**

平成14年第12回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成14年7月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 日時 平成14年7月22日（月） 午後2時15分
- 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 選挙管理委員室
- 議題
  - 参議院鳥取県選挙区選出議員補欠選挙について
  - その他

---

## 公 告

---

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第1条ノ5第6項の規定に基づき、鉛散弾規制地域の設定に関する公聴会を次のとおり開催するので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく公聴会に関する規則（平成12年鳥取県規則第85号）第2条第1項の規定により公告する。

平成14年7月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 日 時 平成14年8月21日（水） 午前10時30分から
- 2 場 所 米子市鞆町一丁目160 西部総合事務所 第6会議室
- 3 案 件 次の表に掲げる鉛散弾規制地域の設定

名 称	区 域
南崎津川鉛散弾規制地域	米子市大崎地内の南崎津川水面

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成15年度に採用する鳥取県職員の採用試験について、次のとおり公告する。

平成14年7月19日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

- 1 試験の名称  
平成14年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度）
- 2 試験の種類及び採用予定者数

試 験 の 種 類	採用予定者数
一 般 事 務	10名程度
土 木	3名程度
電 気	若 干 名
航海士（船舶乗組員）	若 干 名
機関士（船舶乗組員）	若 干 名
警 察 事 務	若 干 名

（注）採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。

- 3 対象となる職

一般事務にあっては知事の事務部局等又は市町村立若しくは組合立の小・中学校若しくは県立学校に、土木、電気、航海士（船舶乗組員）又は機関士（船舶乗組員）にあっては知事の事務部局、企業局の事務部局等に、警察事務にあっては警察署等に勤務する行政職給料表1級の職員の職

- 4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額136,224円のほか諸手当が支給される。なお、当該給料月額は、雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例（平成14年鳥取県条例第4号）第7条の規定による減額後の額である。



## 5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

(1) 年齢要件は、次のとおりであること。

ア 一般事務、土木及び電気 昭和56年4月2日から昭和60年4月1日までの間に生まれた者

イ 航海士（船舶乗組員）又は機関士（船舶乗組員） 昭和47年4月2日から昭和60年4月1日までの間に生まれた者

ウ 警察事務 昭和54年4月2日から昭和60年4月1日までの間に生まれた者

(2) 次の表の左欄に掲げる試験の種類にあっては、同表の右欄に掲げる資格を有すること。

試験の種類	資 格
航海士（船舶乗組員）	船舶職員法（昭和26年法律第149号）第4条第1項の規定による海技士（航海）に係る免許を受けた者又は平成15年3月31日までに受ける見込みの者
機関士（船舶乗組員）	船舶職員法第4条第1項の規定による海技士（機関）（同法第5条第1項第2号へに掲げる六級海技士（機関）を除く。）に係る免許を受けた者又は平成15年3月31日までに受ける見込みの者

(3) 一般事務、土木、電気、航海士（船舶乗組員）又は機関士（船舶乗組員）の試験を受ける者で日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による永住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

(注) 1 平成15年3月31日までに永住者又は特別永住者となる見込みの者を含む。

2 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

(4) 警察事務の試験を受ける者にあつては、日本国籍を有すること。

## 6 第1次試験

(1) 試験種目

ア 一般事務及び警察事務

教養試験（多肢選択式）及び適性試験（多肢選択式）

イ 土木、電気、航海士（船舶乗組員）及び機関士（船舶乗組員）

教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式及び記述式）

(2) 試験の期日

平成14年9月29日（日）

(3) 試験の場所

鳥取大学 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取大学医学部 米子市西町86

## 7 第2次試験

(1) 試験の実施

一般事務、土木、電気、航海士（船舶乗組員）及び機関士（船舶乗組員）については、鳥取県人事委員会（以下「人事委員会」という。）が実施し、警察事務については、第2次試験以降の最終合格発表等の手続を含め、鳥取県警察本部が実施する。

(2) 試験種目

作文試験、面接試験、適性検査及び健康診断

(3) 試験の期日

平成14年11月1日(金)

(4) 試験の場所

鳥取県庁 鳥取市東町一丁目220

8 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成14年10月10日(木)に県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成14年11月14日(木)に県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

9 最終合格者の採用方法

(1) 一般事務、土木、電気、航海士(船舶乗組員)又は機関士(船舶乗組員)に係る最終合格者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って最終合格者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査等を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 警察事務に係る最終合格者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載され、同名簿に登載された者の中から採用が決定される。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

(3) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成15年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

10 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、県庁本庁舎受付、東部総合事務所東部県税事務所、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局及び日野総合事務所県民局並びに東京事務所及び大阪事務所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に提出し、又は郵送すること。

なお、申込みができる試験の種類は、一つに限る。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成14年8月15日(木)から同月30日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵送による申込みは、平成14年8月30日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553)に行うこと。

- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成15年度に採用する鳥取県警察官の採用試験について、次のとおり公告する。

平成14年7月19日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

1 試験の名称

平成14年度鳥取県警察官採用試験（高校卒業程度）

2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類	採用予定者数
警察官（男性）	15名程度
警察官（女性）	5名程度

（注）採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。

3 対象となる職

警察署等に勤務する公安職給料表1級係員（巡査）の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額153,792円のほか諸手当が支給される。なお、当該給料月額は、雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例（平成14年鳥取県条例第4号）第7条の規定による減額後の額である。

5 受験資格

昭和50年4月2日から昭和60年4月1日までの間に生まれた者とする。ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）

(2) 試験の期日

平成14年9月22日（日）

(3) 試験の場所

鳥取県庁講堂

鳥取市東町一丁目220

鳥取県立米子コンベンションセンター

米子市末広町74

7 第2次試験

(1) 試験種目

作文試験、面接試験、適性検査、身体検査及び体力検査

なお、身体検査の項目及び基準は、次のとおりとする。

検査項目	基 準	
	男 性	女 性
身 長	160センチメートル以上であること。	155センチメートル以上であること。

体 重	47キログラム以上であること。	45キログラム以上であること。
胸 囲	78センチメートル以上であること。	
視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	
色 覚	正常であること。	
聴 覚	正常であること。	
一般内科系検査	正常であること。	
四肢の運動機能	職務遂行に支障がないこと。	

## (2) 試験の期日

平成14年10月28日（月）及び29日（火）

## (3) 試験の場所

鳥取県警察学校 鳥取市伏野46 - 5

## 8 合格者の発表

## (1) 第1次試験合格者

平成14年10月10日（木）に県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

## (2) 最終合格者

平成14年11月14日（木）に県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

## 9 採用の方法

最終合格者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載され、同名簿に登載された者の中から採用が決定される。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成15年4月1日の予定である。

## 10 受験手続

## (1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、県庁本庁舎受付、東部総合事務所東部県税事務所、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京事務所及び大阪事務所並びに警察本部警務部警務課、各警察署、各交番及び各警察官駐在所において交付する。

## (2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に提出又は郵送すること。

## (3) 受付期間及び受付時間

## ア 受付期間

平成14年8月15日（木）から同月30日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵送による申込みは、平成14年8月30日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

## イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

## 11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目271

電話0857 - 26 - 7553) に行くこと。

- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 第2次試験の実施、最終合格発表等の手続は、鳥取県警察本部が実施する。
- (4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成15年度に採用する鳥取県公立学校栄養職員の採用試験について、次のとおり公告する。

平成14年7月19日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

1 試験の名称

平成14年度鳥取県公立学校栄養職員採用試験（短大卒業程度）

2 採用予定者数

若干名

3 対象となる職

市町村立若しくは組合立の小・中学校又は学校給食センター（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する共同調理場をいう。）に勤務する行政職給料表1級の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額145,728円のほか諸手当が支給される。なお、当該給料月額は、雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例（平成14年鳥取県条例第4号）第7条の規定による減額後の額である。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

- (1) 昭和47年4月2日から昭和58年4月1日までの間に生まれた者であること。
  - (2) 栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第1項に規定する栄養士の免許を有する者又は平成15年3月31日までに取得見込みの者であること。
  - (3) 日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者であること。
    - ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による永住者
    - イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者
- (注) 1 平成15年3月31日までに永住者又は特別永住者となる見込みの者を含む。

2 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式及び記述式）

(2) 試験の期日

平成14年9月29日（日）

(3) 試験の場所

鳥取大学 鳥取市湖山町南四丁目101  
鳥取大学医学部 米子市西町86

## 7 第2次試験

## (1) 試験種目

作文試験、面接試験、適性検査及び健康診断

## (2) 試験の期日

平成14年11月1日(金)

## (3) 試験の場所

鳥取県庁 鳥取市東町一丁目220

## 8 合格者の発表

## (1) 第1次試験合格者

平成14年10月10日(木)に県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

## (2) 最終合格者

平成14年11月14日(木)に県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

## 9 最終合格者の採用方法

(1) 最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って最終合格者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査等を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成15年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

## 10 受験手続

## (1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、県庁本庁舎受付、東部総合事務所東部県税事務所、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局及び日野総合事務所県民局並びに東京事務所及び大阪事務所において配布する。

## (2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に提出し、又は郵送すること。

## (3) 受付期間及び受付時間

## ア 受付期間

平成14年8月15日(木)から同月30日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵送による申込みは、平成14年8月30日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

## イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

## 11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553)に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記

の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

## 調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成14年7月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 工事の概要

(1) 工 事 名 千代川復旧対策工事 (3工区)

(2) 工事場所 八頭郡智頭町大字市瀬

(3) 工事内容

本件工事は、採石場内の残廃土堆積場から千代川への土砂流入を防止するため、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)による共同施工により、地盤改良による擬似擁壁を築造する工事を行うものである。

(4) 工事の規模、構造等

施工延長 L = 90m

土砂掘削 V = 4,443m<sup>3</sup>

高圧噴射かくはん工 (CCP工法) 改良体 V = 9,452m<sup>3</sup>、改良杭 N = 1,428本

(5) 工 期 平成14年8月から平成14年12月30日まで

(6) 予定価格 387,602,250円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

### 2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類(以下「技術資料等」という。)の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、県外に本店を有する者1名と県内に本店を有する者2名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、20パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成12年鳥取県告示第330号(建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)又は平成13年鳥取県告示第291号(建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、一般土木工事に係るものを有すること。

ウ 平成14年7月19日(金)から同月30日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

エ 平成14年4月1日(月)からあって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年

法律第225号)による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 土木工事業について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

イ 平成5年度以降に工事が完成し、引渡しの完了しているCCP工法による高圧噴射かくはん工に係る工事(以下「同種工事」という。)を下請け業者の施工によらずに自ら施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

ウ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(イ) 土木工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

エ 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が求めた場合には、本件工事の施工期間中に掲げる監理技術者に加え、ウの(ア)及び(イ)に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 土木工事業について、建設業法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

イ 入札参加資格のうち、一般土木工事のA級に係るものを有すること。

ウ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であり、かつ、土木工事業について同法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

エ 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が求めた場合には、本件工事の施工期間中、ウに掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、ウの(ア)又は(イ)に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成14年7月19日(金)から同月30日(火)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>)から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成14年7月19日(金)から同月30日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)
八頭郡那家町大字那家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉地方県土整備局総務課(中部総合事務所内)
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子地方県土整備局総務課(西部総合事務所内)
日野郡日野町根雨730	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出



本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるところとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

---

正 誤

---

平成14年7月5日付鳥取県公報第7397号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
11	34	(単位：円)	(単位：千円)

